

原子力施設等におけるトピックス
(平成30年12月10日～12月16日)

平成30年12月19日
原子力規制庁

○平成30年12月10日～12月16日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射線障害防止法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
12月11日	塩野義製薬株式会社	医薬研究センター	放射性同位元素の管理区域外への漏えい	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で平成30年12月10日～12月16日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当無し	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当無し

平成30年12月11日

塩野義製薬株式会社医薬研究センターにおける 放射性同位元素の管理区域外への漏えいについて報告を受けました

原子力規制委員会は、平成30年12月11日、塩野義製薬株式会社から、同社の医薬研究センター（大阪府豊中市）における放射性同位元素の管理区域外への漏えいについて、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象に該当するとの報告を受けました。

記

1. 塩野義製薬株式会社からの報告内容

塩野義製薬株式会社からの報告の概要は別紙のとおり。

2. 原子力規制委員会の対応

今後、法令に基づく事故報告の提出を受け、塩野義製薬株式会社が行う原因究明及び再発防止策について、確認していきます。

以上

《担当》

原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対応室 室長 村田 真一

担当：鈴木 一寿

電話：03-3581-3352（代表）

03-5114-2121（直通）

塩野義製薬株式会社からの報告の概要
(12月11日19時00分までに受けたもの)

○12月7日、医薬研究センターの管理区域内で発生した水を貯留する減衰槽^(注)に送る排水管において水漏れが発生したことを示す警報が発報したため、水漏れ箇所の調査を実施したところ、同センター建物内(管理区域外)の排水管を収納しているパイプシャフト内で水漏れを確認した。

(注) 管理区域内で発生した水については、減衰槽で一旦貯留し、放射能を減衰した上で、希釈し、排水中濃度限度以下であることを確認した後、事業所外に排出している。

○水漏れはパイプシャフト内の受け皿に全て留まっており、漏えい水(約350ミリリットル)は回収した。また、排水管の水漏れ箇所の特定には至っておらず、水漏れ確認後、当該排水管の使用を停止している。

○12月7日～9日に漏えい水の放射能測定を実施した結果、12月10日に漏えい水に微量の放射性同位元素が含まれていることを確認した。(12月10日、原子力規制庁へ第1報連絡)。

○上記の調査結果から、放射性同位元素を含む水が管理区域外へ漏えいしたことが確認されたことから、本日(11日)16時40分にRI法第31条の2の規定に基づく法令報告事象(管理区域外漏えい)に該当すると判断し、原子力規制庁へ報告した。

○漏えい水に含まれている放射性同位元素は微量であり、1メートル離れた場所での線量率の評価値はバックグラウンド程度である。また、漏えいは建物内に留まっており全て回収したことから、環境への影響はない。

○今後詳細な調査を行う。

以上